

(備考)

議定約件之關ニテハ自發的辭任者ヲカ、ル事ニ決シタルニ有本支ヨリ削除シタルモノナリ

『別記ニ』

覺書

今回多議ハ誤解ニ起因シ一時經過ト共ニ氷解セリ

一 茲ニ遺憾ノ意ヲ表シ左ノ條項ノ覺書ヲ作製シ相互署名手續解決ノ際左トスルモノナリ

二 小原君等ハ各社ニ送達ヲ辨ケタル莫ハ謝シ將來自宜ニ其意旨ヲ作成シ各社ニ提出スルコト

三 三社中在籍シタル者等ニ對シテハ清算相融和ニシテ保但合資ニ兩成リ注意スルコト

四 爭議解決後入場ノ際ニシテハ舊シテハ舊シテハ功之レヲ避ケ遺憾ノ意ヲ表シ入場シ各社ト組合員トニ合テ上誠意以テ事ヲ決シ無事

五 各社ハ各一封(爭議中ノ日給及平當ノ金約千八百圓)ヲ本部ニ提供スルコト

右覺書候也

中内清三郎
淺見菱佐
網谷源次
日本労働總同盟関東分會労働組
網谷源次

謝状

今回ノ爭議ニ関シ私達従業員一同ハ不承意ニシテ會社ニ對シタ夫ノ損失迄御迷惑ノ相掛ナ中レタコトハ如何ニ意見ノ相違カラトハ云ヘカヘズ、元遺憾ニ堪ヘナイモノデアリマス、然レナカラ茲ニ双方ノ努力ニ依ツテ遂ニ意見ノ一致ヲ見圓滿ニ解決シ本問題ニ於ケル一切ノ終結ヲミタル今日ニ至リテハ只ニ消極的ニ陳謝スルノミニ非ス今回ニ於ケル損失ヲ今後ノ融和協力ニ依ツテ先令ニ其ノ責任ヲ果スヘキコトヲ警告シ以テ謝意ヲ表スル次第デアリマス。

大正十五年十月二十九日

従業員一同

東京染布株式會社 殿